

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.87)	— (19.87)	14.0 (25.0)	189.5 (350.0)

() 内は早期健全化基準

▼資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
南越前町簡易水道特別会計	3.3
南越前町個別排水処理施設特別会計	—
南越前町農業集落排水特別会計	—
南越前町下水道特別会計	—